

●香川県告示第278号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第3項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり売りさばき所の変更の届出があった。

平成29年9月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 変更年月日

平成29年8月26日

2 所在地

高松市西の丸町14番7号

3 名称

香川県農業協同組合

4 売りさばき場所

変更前 丸亀市綾歌町栗熊東408番地1 綾歌支店

変更後 丸亀市綾歌町栗熊東398番地2 綾歌支店

変更前 綾歌郡綾川町山田上甲1287番地1 山田支店

変更後 綾歌郡綾川町山田上甲1287番地1 綾上支店